

雇用情報にほんまつ

令和7年9月号

管内人口(令和7年8月1日現在)

二本松市	49,778 人
本宮市	29,628 人
大玉村	8,806 人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

雇用動向

令和7年7月内容

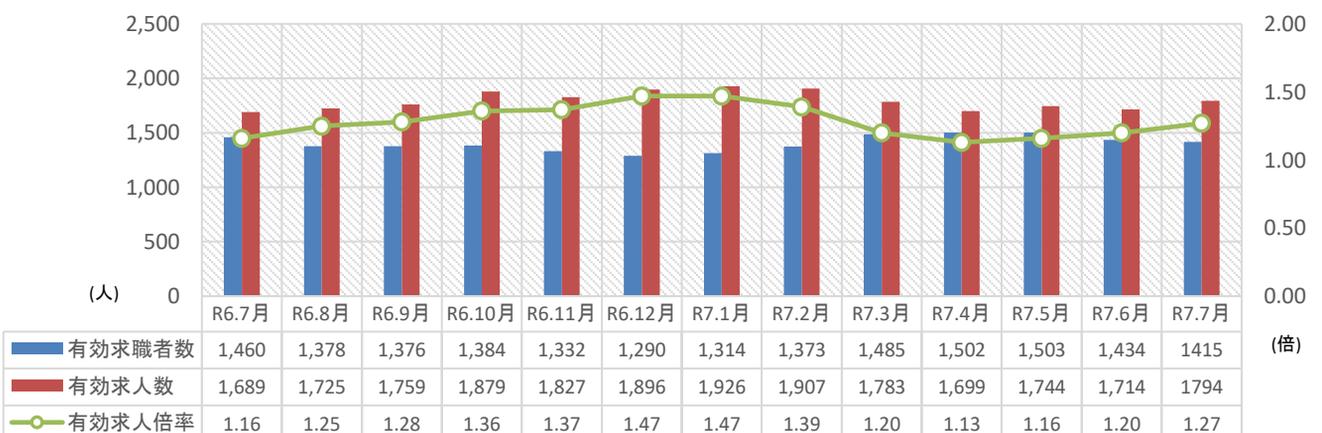
- ▶ 有効求人倍率は1.27で前月を0.07ポイント上回った。なお月間有効求職者数は1,415人で前月より1.3%減少し、月間有効求人数は1,794人で前月から4.7%増加した。
- ▶ 新規求人倍率は1.79倍で前月を0.01ポイント上回った。なお新規求職者数は342人で前月より16.7%増加し、新規求人数は611人で前月から16.8%増加した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.27 倍	(前月比 + 0.07ポイント)
	福島県	1.28 倍	(前月比 - 0.02ポイント)
	全国	1.22 倍	(前月比 0.00ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.3 %	(前月比 - 0.2ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	342 人	(前月比 + 49人)
▶ 新規求人数	二本松	611 人	(前月比 + 88人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,415 人	(前月比 - 19人)
▶ 有効求人数	二本松	1,794 人	(前月比 + 80人)

図1 新規求職者数・新規求人数



図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和7年7月			前月		前年同月		
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	611	-	-	560	523	423	612	574
2	月間有効求人数	1,794	-	-	1,592	1,714	1,503	1,689	1,561
3	新規求職申込件数	342	170	172	341	293	293	349	348
	うち中高年	177	98	79	177	170	170	187	186
4	月間有効求職者数	1,415	698	717	1,412	1,434	1,426	1,460	1,450
	うち中高年	809	441	368	807	853	846	844	835
5	紹介件数	301	186	115	276	302	282	346	322
	うち中高年	157	109	48	138	164	153	188	168
6	就職件数	124	65	59	115	86	83	134	123
	うち中高年	67	33	34	62	41	40	55	47
7	充足数	106	-	-	93	91	79	109	98
8	新規求人倍率	1.79	-	-	1.64	1.78	1.44	1.75	1.65
9	有効求人倍率	1.27	-	-	1.13	1.20	1.05	1.16	1.08
10	就職率(%)	36.3	-	-	33.7	29.4	28.3	38.4	35.3
	うち中高年	37.9	-	-	35.0	24.1	23.5	29.4	25.3
11	充足率(%)	17.3	-	-	16.6	17.4	18.7	17.8	17.1

※学卒を除きパートを含みます。

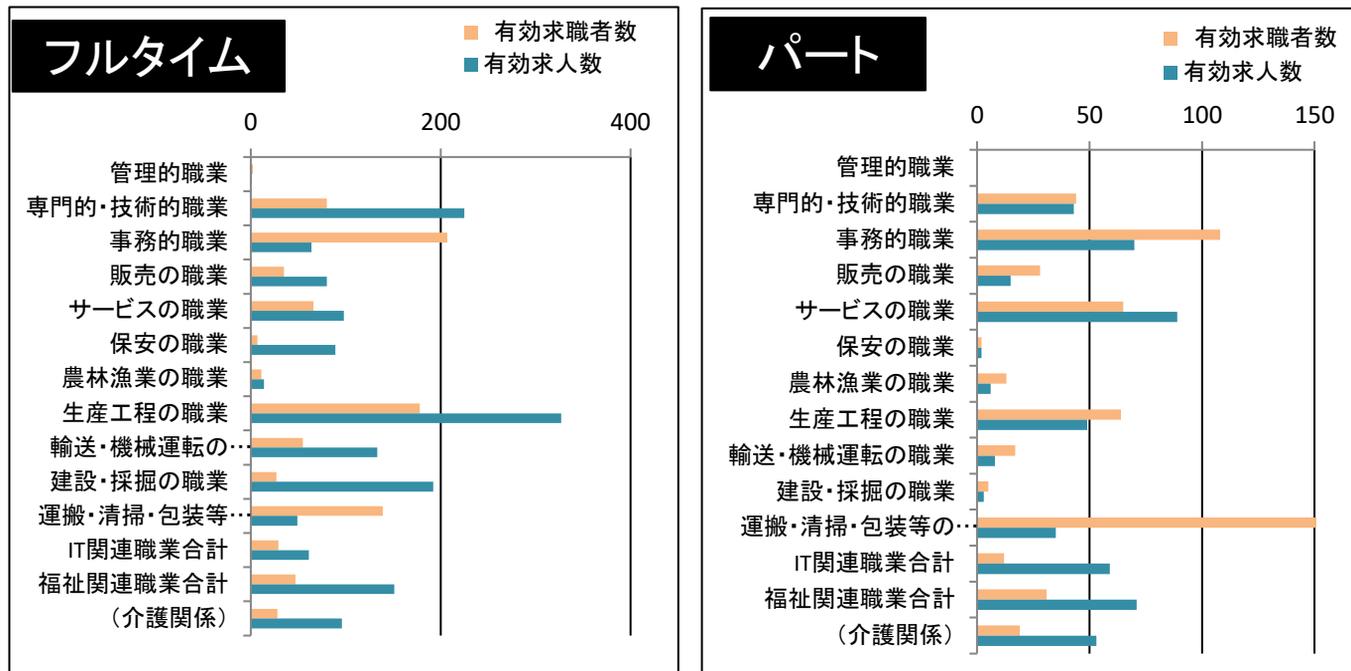
注)男女別を記載しないで求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート	フルタイム	パート	パート
職業計	237	203	1,272	320	849	563	1.13	1.50	0.57
A 管理的職業	265	150	1	0	2	0	0.50	0.50	-
B 専門的・技術的職業	253	211	225	43	80	44	2.16	2.81	0.98
C 事務的職業	201	187	64	70	207	108	0.43	0.31	0.65
D 販売の職業	271	203	80	15	35	28	1.51	2.29	0.54
E サービスの職業	206	183	98	89	66	65	1.43	1.48	1.37
F 保安の職業	165	173	89	2	7	2	10.11	12.71	1.00
G 農林漁業の職業	164	280	14	6	11	13	0.83	1.27	0.46
H 生産工程の職業	214	201	327	49	178	64	1.55	1.84	0.77
I 輸送・機械運転の職業	259	246	133	8	55	17	1.96	2.42	0.47
J 建設・採掘の職業	262	189	192	3	27	5	6.09	7.11	0.60
K 運搬・清掃・包装等の職業	224	202	49	35	139	182	0.26	0.35	0.19
IT関連職業合計	220	167	61	59	29	12	2.93	2.10	4.92
福祉関連職業合計	229	218	151	71	47	31	2.85	3.21	2.29
(介護関係)	215	195	96	53	28	19	3.17	3.43	2.79
分類不能の職業	0	197	0	0	42	35	0.00	0.00	0.00

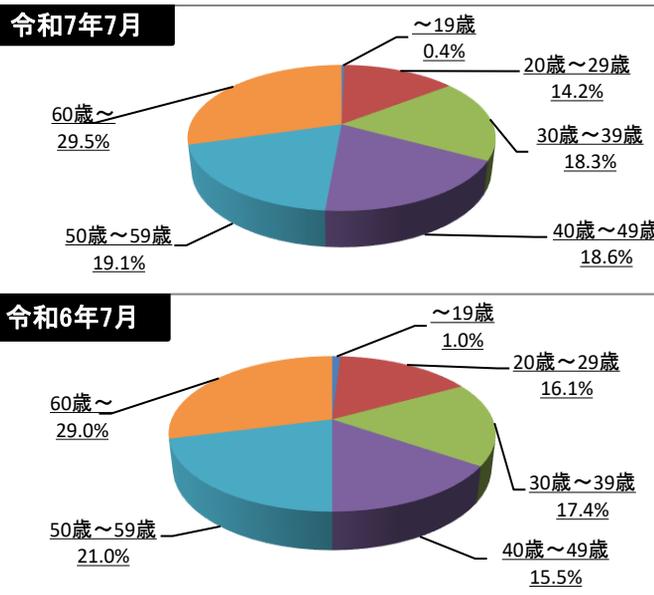
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和7年7月	前年同月	前年同月増減
合計	1,412	1,450	▲ 38
全体に対する割合	100%	100%	0.0
～19歳	5	14	▲ 9
	0.4%	1.0%	▲0.6
20歳～29歳	201	233	▲ 32
	14.2%	16.1%	▲1.9
30歳～39歳	258	253	▲ 5
	18.3%	17.4%	0.9
40歳～49歳	262	225	▲ 37
	18.6%	15.5%	3.1
50歳～59歳	270	305	▲ 35
	19.1%	21.0%	▲1.9
60歳～	416	420	▲ 4
	29.5%	29.0%	0.5



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和7年7月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,541	1,546	1,549	▲ 0.3	▲ 0.5
被保険者数		26,146	26,198	26,244	▲ 0.2	▲ 0.4
資格取得者数		293	282	335	3.9	▲ 12.5
資格喪失者数		337	321	301	5.0	12.0
離職票交付枚数		211	202	185	4.5	14.1
受給資格決定件数		74	73	84	1.4	▲ 11.9
初回受給者数		107	62	93	72.6	15.1
受給者実人員		366	312	367	17.3	▲ 0.3
基本手当総支給額(千円)		51,675	36,523	49,775	41.5	3.8
特例一時金受給者数		0	2	1	▲ 100.0	▲ 100.0
再就職手当支給人員		41	29	20	41.4	105.0
教育訓練給付受給者		5	9	7	▲ 44.4	▲ 28.6

拡充

年収の壁対策

労働者1人につき最大75万円助成します！

キャリアアップ助成金

年収の壁対策の取り組みを行うことで、労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**



・政府広報オンライン「年収の金・支援強化パッケージ」を加工して作成

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業※	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- 助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- 取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

現) 社会保険適用時処遇改善コースからの切替申請が出来ます

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニューまたは併用メニュー）の取り組みを進めていても、**本コースの要件を充足**する場合、切り替えての申請が可能です※。

令和7年7月1日

労働時間延長及び併用の取り組み

6か月継続雇用

▲ 計画届

▲ 社会保険加入および労働時間延長等の取り組み

▲ 支給申請

切替対象

社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、**新コースでの申請が可能！**

※ただし、支給申請期間が令和7年7月1日より前（同年6月30日以前）に終了する場合は、切り替えはできません。